

2009年度の「中国における知的財産権侵害実態調査」

2010年3月
経済産業省

経済産業省は、「中国における知的財産権侵害実態調査」を実施した¹。本調査は、製造業を中心に、2007年度と2008年度の2カ年の中国における知的財産権侵害による被害、及びその救済策の利用状況等についてアンケート調査を行ったもので、日本企業262社に調査票を送付し、141社から回答があった。そのうち有効回答は138社で、有効回答率は52.7%（138社/262社）であった。なお、調査の実施時期は2009年12月～2010年2月で、今回で4回目の調査となる。

1. 中国における行政・刑事・民事による救済手続きの利用状況

(1) 全体概要【参考1】

有効回答138社のうち、知的財産権侵害を受けた企業は、71社（51%）[07年度]、73社（53%）[08年度]であり、5割超の企業が被害を受けており、そのうち、「行政」「刑事」「民事」のいずれかの救済手続きを利用した企業は、54社（76%）[07年度]、51社（70%）[08年度]であった。

(2) 侵害状況【参考2】

知的財産権侵害の内容としては、商標権侵害（2925件[07年度]、3470件[08年度]）が突出して多く、全体の79.5%[07年度]、80.4%[08年度]を占めた。全体のその中でも、件数及び商標権侵害全体に占める割合ともに、類似商標による被害が増加傾向にあった（[07年度]446件（15.2%）→[08年度]675件（19.5%））。次に多いのは、製品品質法²違反（319件[07年度]、256件[08年度]）で、その他、著作権侵害（141件[07年度]、188件[08年度]）、反不正競争防止法違反（124件[07年度]、204件[08年度]）、意匠専利権（意匠権）侵害（104件[07年度]、123件[08年度]）であった。

¹過去の調査結果については以下のURLを参照。

<http://www.meti.go.jp/press/20070627002/20070627press-release.pdf>

<http://www.meti.go.jp/press/20060613005/20060613005.html>

<http://www.meti.go.jp/press/20050623001/20050623001.html>

²「製品品質法」は、製品品質管理に係る法律であるが、品質表示の偽造・冒用行為や、品質劣悪品に対する規制を通じて、実務上、模倣品の取締りに活用されていることから、本調査では、同法違反の事例についても調査対象としている。

【参考1】全体概要（調査回答企業の業種別内訳）

（2007年度）

業種別	回答企業数	知財侵害ありと回答した企業数	うち、救済手段利用企業数
医療機器	27	5	3
化学品	20	10	7
化粧品	4	3	3
金属	4	2	2
産業機械	13	8	7
自転車	7	1	1
自動車・二輪車(部品含む)	19	15	13
繊維品	5	2	0
電子・電機	15	13	13
日用品・雑貨	16	9	3
コンテンツ関係	2	2	2
その他	6	1	0
総計	138	71(51%)	54(76%)

（2008年度）

業種別	回答企業数	知財侵害ありと回答した企業数	うち、救済手段利用企業数
医療機器	27	5	2
化学品	20	9	6
化粧品	4	3	3
金属	4	3	1
産業機械	13	9	7
自転車	7	1	1
自動車・二輪車(部品含む)	19	14	12
繊維品	5	3	0
電子・電機	15	13	13
日用品・雑貨	16	9	4
コンテンツ関係	2	2	2
その他	6	2	0
総計	138	73(53%)	51(70%)

【参考2】侵害状況（侵害対象知的財産権及び違反対象法律別件数）

	2006	2007年度	2008年度
発明専利権(特許権)	43	62	68
実用新案専利権(実用新案権)	0	1	4
意匠専利権(意匠権)	189	104	123
商標権(総計比)	4063(89.0%)	2925(79.5%)	3470(80.4%)
うち、類似商標 (商標権侵害に占める割合)	-	446 (15.2%)	675 (19.5%)
著作権	12	141	188
反不正競争法	116	124	204
製品品質法	138	319	256
その他	5	1	2
総計	4566	3677	4315

(注) 2006年の調査は暦年でアンケートを実施している。以下の結果においても同様である。

(3) 行政手続の利用状況

行政機関による摘発件数【参考3】

企業が知的財産権を侵害された場合に、最も多く利用している救済手続は、「行政機関による処罰」であり、行政摘発総件数は、06年の2593件と比較すると、2868件(06年比111%) [07年度]、3153件(同122%) [08年度]に増加した。そのうち、企業が行政機関に侵害者の摘発を要請した件数は、2388件 [07年度]、2777件 [08年度]であり、実際に摘発された件数は、2284件(95.6%) [07年度]、2584件(93.1%) [08年度]であった。他方、行政機関の独自の判断に基づく行政摘発件数は、06年の289件と比較すると、584件(06年比202%) [07年度]、569件(同197%) [08年度]となり、約2倍に増加した。

ただし一方で、「行政摘発されたが、その後に処罰がなされたか不明」と回答した企業は、1372件(行政摘発総件数の47.8%) [07年度]、1223件(同38.8%) [08年度]と多かった。

行政機関で最も多くの摘発を行ったのは、商標権侵害、及び反不正競争法違反にかかる摘発を実施している工商行政管理局(以下「AIC」)で、AICの摘発件数は、増加傾向にあった([06年]941件 [07年度]1008件 [08年度]1238件)。次に多かったのは、製品品質法違反にかかる摘発を実施する質量技術監督局(以下「TSB」)であったが、TSBによる摘発件数は、減少傾向にあった([06年]673件 [07年度]505件 [08年度]358件)。日本の税関に相当する海関総署(以下「海関」)の摘発件数は、

[06 年] 195 件から、[07 年度] 167 件に減少したが、[08 年度] は、222 件に増加した。

また、専利権（日本の特許権、実用新案権、意匠権に相当）を所管する知識産権局による摘発件数は、11 件 [07 年度]、18 件 [08 年度] であったが、その内容は、1 社が回答した意匠専利権侵害による摘発のみであった。なお、発明専利権・実用新案専利権侵害による知識産権局の摘発件数、及び、著作権を所管する国家版権局による摘発件数はゼロであった。

【参考 3】行政機関による摘発件数

	2006	2007 年度	2008 年度
(1) 行政摘発要請件数	2632	2388	2777
うち、実際に行政摘発がなされた件数 (摘発割合)	2304 (87.5%)	2284 (95.6%)	2584 (93.1%)
(2) 行政機関の独自の判断に基づく行政摘発件数	289	584	569
(3) 行政摘発総件数	2593	2868	3153
(4) 行政摘発されたが、その後に処罰がなされたか 不明な件数 (行政摘発総件数に占める割合)	-	1372 (47.8%)	1223 (38.8%)
(5) 行政機関別件数			
工商行政管理局 (AIC)	941	1008	1238
質量技術監督局 (TSB)	673	505	358
知識産権局	20	11	18
国家版権局	1	0	0
海関総署 (海関)	195	167	222
その他	28	28	22

(注 1) 「行政摘発」とは、「権限ある行政機関が知的財産権侵害の疑いがある場合に、違法行為者と疑われる者に対して行う一切の調査活動」と定義する。

(注 2) 「行政摘発総件数」とは、行政摘発要請件数のうち実際に取締がなされた件数と、行政機関の独自の判断に基づく行政摘発件数の和とした。

(注 3) 一部の回答者から、行政取締機関の内訳について回答が得られていないため、摘発件数の合計と内訳は必ずしも一致しない。

行政処罰の内容別件数【参考 4】

行政機関による行政処罰の内容をみると、最も多いのが「違法物品の没収」630 件 [07 年度]、580 件 [08 年度] であり、次に「過料 (罰金)」及び「違法行為の停止」であった。

他方、「製造設備の没収」(3 件 [07 年度]、1 件 [08 年度])、及び

「営業許可証の取消し」（2件〔07年度〕、2件〔08年度〕）は極めて少なかった。

【参考4】行政処罰の内容別件数

	2006	2007年度	2008年度
過料(罰金)	249	476	466
違法所得の没収	49	85	84
違法行為の停止	290	474	408
違法物品の没収	830	630	580
製造設備の没収	34	3	1
営業許可証の取消し	3	2	2
その他	1	14	14

(注)同一の事案で複数種類の行政処分が科されることがある。

(4) 刑事手続の利用状況

公安・検察への刑事告訴件数【参考5】

行政機関による救済手続きに比べると、刑事手続きは極端に少なく、日本の警察に相当する公安、及び検察に対して刑事告訴した件数は、27件〔07年度〕、35件〔08年度〕であり、そのうち、公安に立件された（事件として正式に捜査に着手した）件数は、約7割であった（20件（74%）〔07年度〕、25件（71%）〔08年度〕）。

【参考5】公安・検察への刑事告訴件数

	2006	2007年度	2008年度
公安・検察への刑事告訴件数	47	27	35
うち、公安による立件件数(立件割合)	31(66%)	20(74%)	25(71%)

(注)一部回答者が、公安での立件件数のみ回答し、刑事告訴件数を回答しなかったため、その立件件数は、集計から除外している。

行政機関から公安への移送件数【参考6】

行政機関から公安へ移送された件数は、27件〔07年度〕、24件〔08年度〕であり、そのうち、公安に立件されたのは、約5割であった（15件（56%）〔07年度〕、12件（50%）〔08年度〕）。

行政機関別にみると、TSBが、18件〔07年度〕、12件〔08年度〕で、AICが、8件〔07年度〕、9件〔08年度〕であった。

【参考6】行政機関から公安への移送件数

	2006	2007年度	2008年度
行政摘発の担当機関から公安へ移送された事案件数	24	27	24
工商行政管理局(AIC)	10	8	9
質量技術監督局(TSB)	10	18	12
知識産権局	0	0	0
国家版權局	0	0	0
海関総署(海関)	1	0	0
その他	1	1	2
うち、公安による立件件数(立件割合)	5(21%)	15(56%)	12(50%)
告訴及び行政機関の移送に基づかない 公安の独自捜査による立件件数	-	3	3

(注)一部の回答者から内訳の回答がなかったため、移送件数と内訳は必ずしも一致しない。

刑事罰の内容【参考7】

刑事訴訟結審件数は、16件[07年度]、25件[08年度]であった。このうち、有罪とされたのは、12件[07年度]、22件[08年度]であり、懲役刑で執行猶予なしの刑罰が科された件数は、4件[07年度]、10件[08年度]であった。また、罰金が科された件数は、9件[07年度]、12件[08年度]で、執行猶予が付いた件数は、8件[07年度]、12件[08年度]であった。

【参考7】刑事罰の内容

	2006	2007年度	2008年度
刑事訴訟結審件数	35	16	25
うち、有罪判決件数	34	12	22
うち、懲役刑で執行猶予なしの判決件数	19	4	10
うち、罰金件数	33	9	12
うち、執行猶予件数	18	8	12

(注)懲役刑と罰金刑が併科されている場合があることから、有罪件数とその内数合は必ずしも一致しない。

刑事訴訟結審までの審理期間【参考8】

審理期間が1年以上かかった件数の割合([06年]:12%(4件)→[07年度]:24%(4件)→[08年度]:44%(11件))は増加傾向にあった。

【参考 8】刑事訴訟結審までの審理期間

	2006	2007 年度	2008 年度
1月未満	6	0	0
1月以上6月未満	11	4	4
6月以上1年未満	13	9	10
1年以上(割合)	5(12%)	4(24%)	11(44%)
うち、1年以上2年未満	4	3	8
2年以上	0	1	3

(注) 合計が【参考 7】刑事訴訟結審件数と整合しないのは、審理期間のみ回答した会社があったため。

(5) 民事手続の利用状況【参考 9】

民事訴訟結審までの審理期間

民事訴訟においては、2008 年度には、3 年以上の審理期間を要している案件が 5 件報告されている。

【参考 9】民事訴訟結審までの審理期間

	2006	2007 年度	2008 年度
6月未満	8	6	13
6月以上1年未満	5	5	20
1年以上3年未満	3	9	2
3年以上(割合)	0(0%)	0(0%)	5(13%)
うち、3年以上5年未満	0	0	4
5年以上	0	0	1

(6) 救済手続を利用しない理由

行政手続を利用しない企業の主な理由【参考 10】

企業が行政手続を利用しない理由(複数回答)は、「知的財産権侵害の事実がない」(55社[07年度]、54社[08年度])が最も多く、それ以外では、「そもそも被害の実態が把握できず手続きが取れない」、「効果が期待できない」と回答する企業が多かった。「その他」と回答した企業の内容は、「警告状で解決した」、「模倣業者に類似商標が登録されており、無効審判で係争中のため対応できない」などであった。

【参考 1 0】行政手続を利用しない企業の主な理由（複数回答）

	2007 年度	2008 年度
知的財産権侵害の事実がない	55	54
費用を捻出できない	5	4
効果が期待できない	14	17
中国当局の嫌がらせを懸念	0	2
そもそも被害の実態が把握できず手続きが取れない	17	21
その他	11	13

刑事手続を利用しない企業の主な理由【参考 1 1】

企業が刑事手続を利用しない理由（複数回答）は、「知的財産権侵害の事実がない」（56 社 [07 年度]、55 社 [08 年度]）が最も多く、それ以外では、「そもそも被害の実態が把握できず手続きが取れない」、「効果が期待できない」と回答する企業が多かった。「その他」と回答した企業では、「刑事手続の基準に達しない」と答えた企業が多く（9 件 [07 年度]、9 件 [08 年度]）、また「刑事訴追基準³が厳しい」という回答もあった。

【参考 1 1】刑事手続を利用しない企業の主な理由（複数回答）

	2007 年度	2008 年度
知的財産権侵害の事実がない	56	55
費用を捻出できない	8	6
効果が期待できない	13	15
中国当局の嫌がらせを懸念	0	1
そもそも被害の実態が把握できず手続きが取れない	26	28
その他	24	25

民事手続を利用しない企業の主な理由【参考 1 2】

企業が民事手続を利用しない理由（複数回答）は、「知的財産権侵害の事実がない」（56 社 [07 年度]、54 件 [08 年度]）が最も多く、それ以外では、「効果が期待できない」、「そもそも被害の実態が把握できず手続きが取れない」と回答する企業が多かった。また、「費用を捻出できない」、「地方保護主義による不合理な判決を懸念する」という回答もあった。

³ 中国では、商標権や著作権侵害行為に対して刑事罰が規定されているが、一定の侵害規模（金額、数量等）以上の侵害案件でなければ適用されず、この基準を「刑事訴追基準」という。例えば、登録商標冒用罪（刑法 213 条）では、「不法経営金額が 5 万元以上又は違法所得金額が 3 万元以上の場合（複数の商標の場合、「不法経営金額が 3 万元以上又は違法所得金額が 2 万元以上の場合）」と規定されている。

【参考 1 2】民事手続きを利用しない企業の主な理由（複数回答）

	2007 年度	2008 年度
知的財産権侵害の事実がない	56	54
費用を捻出できない	13	12
効果が期待できない	28	31
中国国内でのネガティブキャンペーンを懸念	4	5
そもそも被害の実態が把握できず手続きが取れない	23	25
敗訴の可能性を懸念	5	8
地方保護主義による不合理な判決を懸念	12	15
その他	20	18

2. 知的財産権侵害に対する中国当局の執行状況について

(1) 中国当局の不適切な対応事例について

知的財産権侵害に対する中国当局の対応が、中国の法制度に照らして不適切と感じられたと回答した企業は、25社（46%）[07年度]、28社（55%）[08年度]であった。これは救済手続きを利用している企業全体（54社[07年度]、51社[08年度]）の約半数にあたる。

不適切と感じられる事例【参考 1 3】

企業が不適切と感じられる手続きは、行政手続関係の事例で多く見られ、「適用された行政罰が不当に低かった。」、「明らかに刑事移送されるべき規模の金額・分量の知的財産権侵害品が発見されたのに、刑事移送されなかった。」という処罰に関する内容のほか、「行政処罰の結果が告知されなかった。」など、情報開示に関する事例も多かった。

【参考13】不適切と感じられる事例（複数回答）

（1）行政手続関係

	2006	2007年度	2008年度
明白な知的財産権侵害があり、行政摘発要請したのに、摘発が実施されなかった、又は、摘発されたが不十分であった。	9	10	8
適用された行政罰が不当に低かった。	9	9	13
明らかに刑事移送されるべき規模の金額・分量の知的財産権侵害品が発見されたのに、刑事移送されなかった。	4	9	12
没収物品が廃棄されなかった。	3	2	2
押収品の運搬、保管費用、没収品の廃棄費用のいずれかを負担させられた（海関以外）。	-	2	2
摘発後、侵害者が逃亡したため処罰が下されなかった。	-	5	5
行政処罰の結果が告知されなかった。	-	14	12
その他	8	7	6

（2）刑事手続関係

	2006	2007年度	2008年度
公安が、行政機関から事件を移送されたのに、捜査を実施されなかった、又は、捜査されたが不十分であった。	1	4	3
人民検察院（検察）が、公安から事件を移送され、明らかに起訴されるべき事案であったのに、起訴されなかった。	1	1	2
その他	2	0	2

（3）訴訟手続関係

	2006	2007年度	2008年度
人民法院（裁判所）が、不適切な訴訟指揮を行った。	0	1	1
人民法院（裁判所）の判決内容に、明白な法律解釈の過誤があった。	1	3	2
刑事訴訟において、量刑（罰金刑、懲役刑）が不当に低かった。	3	3	2
民事の損害賠償請求訴訟において、認容された損害賠償金額が不当に低かった。	2	1	1
その他	1	2	1

(2) 再犯行為⁴に対する中国当局の執行状況

再犯の被害にあったと回答した企業は、18社[07年度]、16社[08年度]であった。

再犯発生地域【参考14】

再犯の発生が多い地域は、華中、華南地域であった。

【参考14】再犯発生地域（件数）

	2006	2007年度	2008年度
華中地域	28	29	12
華南地域	27	14	15
華北地域	7	0	0
東北地域	2	2	0
内陸地域	3	4	0

再犯が多い知的財産権【参考15】

再犯の発生が多い知的財産権は、商標権侵害であった。

【参考15】再犯が多い知的財産権（種類別件数）

	2006	2007年度	2008年度
商標権	50	41	22
意匠専利権(意匠権)	1	0	0
発明専利権(特許権)	2	2	2
実用新案専利権(実用新案権)	0	1	1
不正競争防止法違反	11	0	0
製品品質法違反	2	0	2

3. 模倣業者の手口の巧妙化の典型的な類型【参考16】

模倣業者の手口の巧妙化の事例としては、「ラベル等の商標権侵害部分と、商品の本体部分を別々の工場で製造して、後で組み立てるという事例」や、「インターネット上のウェブサイトを通じて、全世界に模倣品・海賊版を販売している事例」が多かった。

【参考 1 6】模倣業者の手口の巧妙化の典型的な類型（件数）（複数回答）

	2006	2007 年度	2008 年度
ラベル等の商標権侵害部分と、商品の本体部分を別々の工場で作製して、後で組み立てるといった事例。	35	29	33
日中は、適法な製造業者として適法な製品を製造しているが、夜間などに模倣品・海賊版を製造するという事例。	19	20	21
販売現場で、通常の製品に、ラベル等を貼り付けて販売するという事例。	17	6	7
自社の商号・商標が中国国内外で会社登記され、これを冒用して模倣品・海賊版を製造・販売する事例。	18	14	16
インターネット上のウェブサイトを通じて、全世界に模倣品・海賊版を販売している事例。	35	31	37
模倣品・海賊版の製造・販売行為の一部を海外で行う事例。	-	16	18
その他	12	6	8

4 .不当に商標登録された事例及びドメインネーム登録された事例【参考 1 7】

日本国内で、日本企業が保有する著名な商標、著作物等と同一又は類似のものが、第三者によって、中国国内で商標登録された事例は、107 件 [07 年度]、133 件 [08 年度] で、ドメインネーム登録された事例の件数は、27 件 [07 年度]、22 件 [08 年度] であった。

【参考 1 7】不当に商標登録された事例及びドメインネーム登録された事例

	2006	2007 年度	2008 年度
商標登録事例	358	107	133
ドメインネーム登録	66	27	22

⁴実務上、意図的に、当事者本人の親族や、会社を通じて、二度目以降の違法行為を行う場合も多いので、本調査においては、このような事情が強く推認されるような事例についても、再犯として調査対象としている。また、厳密に、適用法規が同一である事案だけではなく、広く、知的財産権関連法規違反行為が繰り返された事案についても、再犯として調査対象としている。